

平成 21 年 6 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 7

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162 - 23 - 4133

消費者被害の防止を図るため 情報の共有と連携を！

稚内市消費者被害連絡会第 2 回定例会議で確認

平成 21 年 5 月 28 日、第 2 回定例会議を開催し、平成 20 年度活動報告と平成 21 年度活動内容について、意見交換と確認を行いました。また、稚内警察署生活安全課長・大潤弘文氏より「振り込め詐欺」等の講話をいただきました。

平成 20 年度の活動については、各構成団体より寄せられた情報を基に、「連絡会ニュース」を 2 か月毎に発行し、各構成団体の啓発や出前講座等で活用していただいております。

平成 21 年度の活動については、「連絡会ニュース」の定期的発行を柱に、啓発講座等の充実、相談窓口の周知に努め、消費者被害防止のため、各構成団体が情報を共有し、連携を強めることを確認しました。

構成団体・機関名

- ・ 社会福祉法人
稚内市社会福祉協議会
- ・ 社団法人
稚内市シルバー人材センター
- ・ 稚内消費者協会
- ・ 稚内市町内会連絡協議会
- ・ 宗谷支庁地域振興部環境生活課
- ・ 稚内警察署(警務課・生活安全課)
- ・ 稚内市生活福祉部
(社会福祉課・介護高齢課
地域包括支援センター・保健課
宗谷支所・沼川支所・市民生活課
消費者センター)

振り込め詐欺に遭わないために！

その振込み、大丈夫ですか？

時間を指定して急がせる場合は、疑うこと！
「電話番号が変わった」は、注意すること！
振り込む前に、必ず、家族に相談すること！
警察や消費者センターに相談すること！



稚内警察署・大潤生活安全課長の
「振り込め詐欺」等の講話風景

相談事例(稚内市消費者センター)

マルチ商法 「化粧品の無料体験に行き、化粧品を買わせられ、『代理店にならないか』と勧誘された。化粧品の割引、保証金の説明、クレジットの申込みでは、親を勝手に保証人にするよう指示があったり、不審なので断りたいが、どうしたらよいか」との相談があった。

これは、いわゆる「マルチ商法」で、業者から概要書面の交付もなく、連帯保証人についての問題点と、必要のないものは断ることを助言した。後日、「商品購入と代理店については断った」との連絡があった。

新聞勧誘 「80歳代の方が、約2年前に契約した新聞が、今年になってから配達された。その方は認知症が進み、契約は覚えておらず、現在は転居している。販売店にクーリング・オフを申し出たが断られた。新聞を解約したいがどうしたらよいか」と家族から相談があった。

勧誘時に違法性と認知症の認定があれば、解約は可能な場合もあることを助言し、契約日から購読開始までが長期間であること、現在は転居し空き家であることを申し出るよう情報提供した。後日、「全面解約になった」との連絡があった。

平成20年度 稚内市消費者センター相談窓口利用状況

相談件数は199件(前年・252件)で、内容別では、1位・多重債務関係(51件・26%) 2位・電話情報・有料サイト不当請求(33件・17%)で、前年と同様の傾向です。相談当事者は、性別では、女性が若干多く、年齢別では、30歳代、50歳代、60歳代の順で多いです。

こんにちは！ 稚内消費者協会です

消費者協会の最近の活動を紹介します。

4月24日、約40名の会員が出席し開催された平成21年度総会では、全ての議事が承認されたほか、地場産品の研究や人材育成などについて活発な意見が交わされました。



5月1日、総会でも承認された「レジ袋削減及び地域の環境保全に向けた取組みに関する協定」の調印式が3事業者、市、消費者協会の代表が出席して行われました。



消費者協会では、今年度も悪質商法の啓発やリフォーム教室など様々な活動を予定しています。興味のある方は下記までお問い合わせください。

稚内消費者協会事務局(市役所市民生活課内) 電話23-6413(直通)